

公表第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成26年1月27日

| | |
|----------|------|
| 久留米市監査委員 | 田中俊博 |
| 久留米市監査委員 | 埴秀二 |
| 久留米市監査委員 | 秋吉政敏 |
| 久留米市監査委員 | 塚本篤行 |

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

| 対象部局等 | 対象課等の内訳 | 監査実施期間 | 指摘事項件数 | 意見件数 |
|-------|---|-------------------------|--------|------|
| 上下水道部 | 総務、経理課、営業管理課、上水道建設課、上水道給水課、浄水管理センター、下水道業務課、下水道建設課、下水道施設課、田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三漕事務所 | 平成25年11月5日 ～ 12月27日 | 1 | 1 |
| 協働推進部 | 協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和对策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター | 平成25年11月13日 ～ 12月27日 | 5 | 1 |

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成25年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講じるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【上下水道部】

指摘事項

《財務監査》

〔契約事務〕

下水道施設の維持管理業務委託契約に基づき、選任届が提出されている業務総括責任者について、求めている資質を有しているかどうか、確認できないものがある。

意見

《事務監査》

中央浄化センターでは、平成13年度に廃止したし尿処理施設の設備が残されたままになっている。危険度が高い設備は撤去されてはいるが、残存施設についても放置できるものではないので、事故・災害による損壊、侵入の防止など安全確保のための対応について万全を期されたい。

【協働推進部】

指摘事項

《事務監査》

〔文書事務〕

専決権者の決裁の押印がないまま、DV被害者支援対策事務に係る事務要領の改正が行われているものがある。

《財務監査》

〔現金取扱い事務〕

出納員が現金の取扱いを委任されている事務は、久留米市金銭会計規則の別表に、所属ごとに限定列挙されているが、その範囲を超え、別途所定の手続もとらずに、現金が収納されているものがある。

〔旅費支給事務〕

旅費の算定において、勤務地からの行程上、鉄道駅までの旅費相当分として支給される額が、加算されていないものがある。

〔タクシー借上げ事務〕

タクシー乗車券に関する管理責任者及び取扱責任者が定められず、必要な管理書類が整備されないまま、各タクシー事業者からのタクシー乗車券の受領、事務担当者への交付、タクシー乗車券使用の承認、乗車券使用後の検収手続などが行われているものがある。

〔契約事務〕

徴収した見積書に日付がないまま、契約の締結事務が行われているものがある。

意見

《財務監査》

当部における、地縁組織や市民団体、関係団体等に対しての、多岐にわたる相当数の補助事業等の財政的な支援は、市民との協働による行政運営及び行政需要に即した市民等の自主的な活動への支援を基本とする当部の性格上、補助目的や事業対象とその範囲等が、補助対象者の活動の実情に応じ、広角的で多種多様な視点と中長期的な支援効果という想定を、多分に含んだものとなっている。

したがって、これらの補助事業については、社会経済状況や市民ニーズの変化等との整合性や妥当性などの観点からの検証や、補助成果がもたらす行政需要への効果の分析に基づいた見直しを、絶えず行っていく必要があると思われるものであり、補助額や補助対象経費の見直しや申請内容の精査や効果の確認方法の強化など、補助制度の適正化を図るための当部による改善も一部には見受けられる。

しかし、同一の補助制度が長期化すると、補助金等の交付自体が目的化し、慣例的になりがちなので、改めて、目的と手段との整合や効果の検証等を行い、より適正な支援となるよう努められたい。

加えて、補助対象者に対しても、補助金等の適正な執行と補助効果の十分な発揮のために、実態の把握と、適切な指導と支援を行うよう努められたい。